

議案第20号

甲賀市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

## 甲賀市営住宅条例の一部を改正する条例

甲賀市営住宅条例（平成16年甲賀市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする」を「費用における負担区分は、規則で定める」に改める。

別表第1 寺谷団地の項を削る。

### 付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

甲賀市営住宅条例新旧対照表

改正案	現行																		
<p>(名称及び設置場所)</p> <p>第2条の2 市営住宅の名称及び設置場所は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(修繕費用の負担)</p> <p>第20条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用における負担区分は、規則で定める</p> <p>_____。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>別表第1 (第2条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="253 959 1120 1198"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>宮跡台団地</td> <td>甲賀市信楽町牧</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	名称	設置場所	(略)		宮跡台団地	甲賀市信楽町牧	(略)		<p>(名称及び設置場所)</p> <p>第2条の2 市営住宅の名称及び設置場所は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(修繕費用の負担)</p> <p>第20条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>別表第1 (第2条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="1146 959 2013 1198"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>宮跡台団地</td> <td>甲賀市信楽町牧</td> </tr> <tr> <td>寺谷団地</td> <td>甲賀市信楽町小川</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	(略)		宮跡台団地	甲賀市信楽町牧	寺谷団地	甲賀市信楽町小川	(略)	
名称	設置場所																		
(略)																			
宮跡台団地	甲賀市信楽町牧																		
(略)																			
名称	設置場所																		
(略)																			
宮跡台団地	甲賀市信楽町牧																		
寺谷団地	甲賀市信楽町小川																		
(略)																			